

# 石狩市市民活動情報センター条例の一部改正に 寄せられた意見と検討結果について

【パブリックコメント実施期間】 令和3年10月1日（金曜日）から令和3年10月31日（日曜日）まで

【担当部局】 企画経済部企画課

【意見提出者数】 1人

【意見件数】 3件

【意見への対応】	採 用： 意見に基づき原案を修正するもの	0件
	一部採用： 意見に基づき原案を一部修正等するもの	0件
	不 採 用： 意見を原案に反映しないもの	1件
	記 載 済： 既に原案に盛り込まれているもの	0件
	参 考： 意見を今後の事業展開の参考とするもの	0件
	そ の 他： ご質問・ご意見として伺うもの	2件

【意見の検討経過】 11月1日～11月4日：意見の検討及び検討結果（案）の作成

11月4日：市長決裁にて最終決定

No.	意見の箇所等	意見等の主旨	検討結果	検討内容
1	開館時間	コロナ禍もあり、外出を控えていた方も多いこと、1年間で日没の時間が大きく違うことから1年間同じ開館時間であることは利用者側に立った実態調査とは思えない。	その他	実態については、過去5年間(平成28年度～令和2年度)、年度別、曜日別、時間別に集計したもので、コロナ前の平常時の実態も示していると考えております。また、1年間を通して時間別の利用者数に大きな違いがないことから通年で閉館時間を変更することが適当と考えます。
2	開館時間	働いている方や学生にとっては、17時での閉館ではコピー機や印刷機を利用できず、大変不都合である。	その他	センターは、市民活動をサポートし、協働のまちづくりを推進するための施設であり、その目的に資するためにコピー機や印刷機を設置しており、総会が重なる年度末等は、指定管理者と協議の上、時間外での対応も行うなど柔軟に対応しております。なお、ご意見のコピー機等については民間業者でのサービスも多くあり、この一点をもってして不都合とは言えないと考えます。
3	休館日	日曜日は開館してほしい。	不採用	過去5年の集計では各年とも平日の半分以下の利用となっており、効率的な運営のため、休館日の変更が適当であると考えます。